

この資料は業務の参考のための仮訳です。
利用者が当情報を用いて行う行為については、
利用者の責任でお願いいたします。
横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 4

有害動植物無発生地域の設定のための要件

2024 年採択 ; 2024 年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

@FAO, 2024

一部の権利を留保する。本書はクリエイティブ・コモンズ・表示-非営利-継承 3.0 IGO ライセンス（CC BY-NC-SA 3.0 IGO; <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/3.0/igo/legalcode>）の下で利用することができる。

このライセンスの条項の下で、本書が適切に引用されている場合に限り、複製、再配布及び非営利目的で編集することができる。本書のいかなる使用においても、FAO が特定の組織、製品、又はサービスを是認していることを意味するものではない。FAO のロゴの使用は許可されない。本書を編集する場合は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス又は同等のライセンスが必要である。本書の翻訳を作成する場合は、必要な引用とともに次の免責事項を含まなければならない。「翻訳は国連食糧農業機関（FAO）によってなされたものではない。FAO は翻訳の内容又は正確性に責任を持たない。英語版の原文を正式なものとする。」

ライセンスに基づいて発生し、友好的に解決できない紛争は、本書に別段の定めがある場合を除き、ライセンスの第 8 条に記載されている調停及び仲裁によって解決される。適用される調停規則は、世界知的所有権機関の調停規則 <http://www.wipo.int/amc/en/mediation/rules> であり、仲裁は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則に従って行われる。

第三者の資料 表、図、画像など、第三者に帰属する本書の資料を再利用することを希望する使用者は、その再利用に許可が必要かどうかを判断し、著作権所有者から許可を得る責任がある。本書内の第三者が所有する構成要素の侵害に起因する請求のリスクは、使用者のみにある。

販売、権利及びライセンス FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト（www.fao.org/publications）で入手が可能であり、また publications-sales@fao.org を通じて購入できる。商業利用の要請は、www.fao.org/contact-us/licence-request を通じて提出すること。権利及びライセンスに関する質問は copyright@fao.org に送信すること。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

公的な参考資料、政策立案又は紛争回避及び解決の目的で参照される可能性のある ISPM は、<http://www.ippc.int/en/core-activities/standards-setting/ispms/#614> に掲載されている。

出版の過程

これは基準の公的な部分ではない

1993 年 5 月 TC-RPPOs は、トピック有害動植物無発生地域（1993-001）を追加。

1993 年 5 月 EWG が草案を作成。

1994 年 5 月 CEPM-1 は草案テキストを改正し、十分な詳細を提供するよう要求。

1995 年 5 月 CEPM-2 採択のための草案を改正。

1995 年 11 月 第 28 回 FAO 会議が基準を採択。

ISPM 4. 1995. 有害動植物無発生地域の設定のための要件 FAO, IPPC, ローマ。

2015 年 6 月 IPPC 事務局は、CPM-10(2015)の基準取り消しに続いて、改正と再修正された基準を組み込んだ。

2017 年 4 月 CPM は、「貿易相手国」の使用を避けるためのインクの修正を指摘した。IPPC 事務局は、インクの修正を組み入れた。

2010 年 3 月 CPM-5 は作業計画にトピック「ISPM 4(有害動植物無発生地域の設定要件)の改正」(2009-002)を追加。

2010 年 11 月 SC は延期された。

2013 年 11 月 SC は仕様書 58 を承認。

2015 年 10 月 事務局は、2014-11 SC の要請に従い、ISPM 4 への参照に関する作業を盛り込むため、仕様書 58 を改正。

2020 年 12 月 / 2021 年 1 月 専門家作業グループがバーチャル会議を開催し、基準草案を作成。

2021 年 5 月 SC が改正し、1 回目加盟国協議のために承認。

2021 年 7 月 1 回目加盟国協議。

2022 年 5 月 SC-7 が改正し、2 回目加盟国協議のために承認。

2022 年 7 月 2 回目加盟国協議。

2022 年 10 月 スチュワードによる草案を改正。

2022 年 11 月 SC が改正。

2023 年 5 月 SC が改正し、CPM による採択のために草案を推奨。

2024 年 4 月 CPM-18 が基準を採択。

ISPM 4. 2024. 有害動植物無発生地域の設定要件、IPPC 事務局、FAO ローマ。

出版の過程の最終更新日: 2024 年 4 月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

背景

生物多様性と環境への影響

要件

1. 有害動植物無発生地域の開始

1.1 管理対象有害動植物

1.2 地域の特定

1.3 地域における環境的条件の適合性

2. 有害動植物無発生地域の設定

2.1 地域における有害動植物ステータスの決定

2.2 規制品目の移動規制

2.3 緩衝地帯の設定

2.4 有害動植物無発生地域の公的宣言

3. 有害動植物無発生地域の維持

3.1 規制の枠組み

3.2 有害動植物無発生地域の維持のためのサーベイランス

3.3 有害動植物発見の通報

3.4 突発的発生への対応

3.4.1 突発的発生地域を確定するための境界設定調査

3.4.2 防除措置の実施

3.4.3 発生地域におけるサーベイランスの強化

3.5 有害動植物無発生地域の一時停止、回復、撤回に関する規定

4. 定期的な見直し及び実施状況の確認

5. データ収集、文書化及び記録管理

6. 通告及び利害関係者の関与

7. 有害動植物無発生地域の承認

採択

この基準は、1995 年 11 月の FAO 第 28 回総会で初めて採択された。この最初の改正は、2024 年 4 月の第 18 回植物検疫措置に関する委員会で現在の基準として採択された。

序論

適用範囲

この基準は、有害動植物無発生地域（PFA）から輸出される植物、植物生産物及びその他の規制品目の植物検疫証明を支持する植物検疫措置として、あるいは、技術的に正当化できる場合には、輸入国の国家植物防疫機関（NPPO）がその領域内の危険にさらされている地域の保護のために要求する植物検疫措置として、PFA を開始、設定、維持するための要件を記述している。

この基準は、有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地を対象としておらず、それらの要件については ISPM 10（*有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定に関する要件*）に記載されている。

参照

現在の基準は、ISPM を参照する。ISPM は、国際植物検疫ポータル（IPP）（<https://www.ippc.int/coreactivities/standards-setting/ispms>）で入手可能である。

定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5（*植物検疫用語集*）に記載されている。

要件の概要

PFA は、安全な貿易を促進し、植物資源を保護するために使用される植物検疫措置である。国家植物防疫機関は、PFA を単独で 사용되는場合、特定の有害動植物に関連するリスクを管理するために十分な植物検疫措置であるとみなすべきである。

PFA の開始、設定、維持にあたり、国家植物防疫機関（NPPO）は、この基準に定める要件に従うべきである。要件は、PFA の設定と維持のためのプログラム、PFA ステータスの達成又は維持の検証、有害動植物の検出に対する適切な是正措置、これらの活動の適切な文書化と適切な記録管理、透明性と利害関係者とのコミュニケーションを含む。

この基準では、本文が明確に 1 種類の有害動植物又は有害動植物群に言及している場合を除き、「有害動植物」という用語は「有害動植物又は有害動植物群」を指すために使用される。PFA として設定又は維持されている地域が複数の国の全部又は一部を対象とする場合、この基準における PFA を設定又は維持している NPPO、又は PFA が所在する国の NPPO への言及は、PFA が所在するすべての国の NPPO に適用される。

背景

PFA は、農業、林業、生態系の保全を目的として地域の植物資源を保護し、安全な貿易を促進し、輸出国の市場アクセスの機会を増加させるための植物検疫措置として、締約国が実施を検討することができる病虫害リスク管理オプションとして認められる。有害動植物無発生地域は、

輸入国及び輸出国両方の NPPO と業界にとって、病虫害リスクを管理するための費用対効果の高い方法を提供できる。

IPPC の第 4 条 2(e)によると、PFA の指定、維持、監視の責任は NPPO が負う。ISPM 1（*国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則*）に概説されている運用上の原則も、締約国にある地域からの輸入に対する植物検疫措置を決定する際に、その地域の状況（例えば、PFA 又は対象有害動植物の有害動植物ステータスが「不在」である地域）を考慮することを求める。

PFA は、国全体若しくはその一部又は複数の地域に適用される場合がある。また、PFA は、隣接する複数の国の地域を対象とする場合もある。単一の国において、その国の地理、有害動植物とその寄主の分布、有害動植物の生態に応じて、同一の有害動植物に対して 1 箇所以上の PFA が設定される場合がある。

PFA が設定される場合、通常は有害動植物 1 種を対象とするが、生物学的に類似した有害動植物のグループを対象として PFA を設定することもある。

生物多様性及び環境への影響

この基準は、規制有害動植物の侵入を防ぐことで、生物多様性と環境の保護に貢献する場合がある。PFA を設定し維持する際には、各国は環境への影響を最小限に抑える植物検疫手続を検討することが推奨される。

要件

PFA は、単独で使用される場合、特定の有害動植物に関連する病虫害リスクの管理に十分な植物検疫措置とみなされるべきである。この基準の要件に従って、PFA が設定及び維持されている場合、有害動植物に関連する追加の植物検疫措置を講じるべきではない。

PFA が設定及び維持され、貿易のための植物検疫措置として使用されるために満たすべき要件は以下に詳述する。関連する有害動植物に応じて、これらの要件を満たすために個別又は複数の措置を組み合わせる使用することができる。

NPPO による PFA の設定及び維持に必要な条件には、以下を含む：

- PFA を設定するためのプログラム
- PFA の状態を維持するためのプログラム
- PFA が達成され、その状態が維持されていることの検証
- 特定の有害動植物の検出のための是正措置
- これらの活動の文書化と適切な記録の保存
- 透明性と他国の NPPO 及び利害関係者とのコミュニケーション

PFA を設定及び維持するにあたっては、以下の要素を考慮すべきである：

- 有害動植物の生物学、関連経路及び地域の特性に基づく措置の必要性
- 有害動植物の検出及び特定のための適切な検知ツール、技術及び訓練を受けた職員確保
- PFA の設置及び維持を支援する適切な規制枠組みの存在
- 国内の産業界や地域の規制当局など関連する利害関係者からの支援
- 他の NPPO、利害関係者、一般市民とのコミュニケーションや意識向上の重要性

さらに、NPPOは、資源の利用可能性（経済的、人的、技術的）と費用対効果の観点から、PFAの設定と維持の実現可能性を検討することもできる。

1. 有害動植物無発生地域を開始

1.1 管理対象有害動植物

PFA の設定を開始する際には、NPPO はまず、防除対象となる有害動植物（学名を含む）を特定し、有効な検出及び診断方法、並びにその生物学に関連する側面を特定すべきである。

1.2 地域の特定

PFA の対象となる地域は、その国の一部若しくは複数の地域、その国全体、又は複数の国の全部若しくは一部である場合がある。有害動植物無発生地域は、一般的に、容易に認識できる境界線によって区切られ、有害動植物の生物学的限界とほぼ一致すると考えられる。これらは行政上の境界線（例えば、国、州、自治体又は土地の境界線）である場合もあれば、水域、山、砂漠又は有害動植物が別の地域へ移動することを防ぐその他の地理的特徴などの自然の障壁の場合もある。

対象地域は、容易に特定できるよう明確に記述しなければならない。これは、NPPO がその地域に有害動植物が存在しないという主張を裏付ける証拠を提供する場合、また、NPPO がその後、PFA における対象有害動植物の状況を報告する場合や、公共の意識啓発を行う場合にも重要である。

1.3 地域における環境的条件の適合性

その地域が位置する国の NPPO は、その地域の寄主植物の生息可能性を決定すべきである。その地域における寄主感受性の潜在的な地域差、その地域の気候の適合性、及びその地域における有害動植物の侵入と定着の可能性についても考慮すべきである。

2. 有害動植物無発生地域の設定

2.1 地域における有害動植物ステータスの決定

有害動植物が明示され、地域が特定されたら、NPPO は ISPM 8（ある地域におけるペストステータスの決定）及び ISPM 6（サーベイランス）に概説されている要件に従ってサーベイランスを実施し、その地域における有害動植物ステータスを決定すべきである。

輸出国が ISPM 8に従ってある地域に有害動植物が存在しないと宣言している場合、輸入国による技術的な正当性がある場合を除き、その地域に PFA を設定することは要求されない。

2.2 規制品目の移動規制

有害動植物の侵入を防ぐために、有害動植物は、その地域に関連して規制されるべきであり、潜在的な経路が特定され、規制品目の移動に関する適切な規制が設定されるべきである。移動規制は、有害動植物の定着の可能性を含む評価された病害虫リスクに応じて行うべきである。このような規制には以下が含まれるべきである。

- 管理が必要な経路及び品目の規制

- 国内規制、植物検疫上の輸入要件、又は規制品目のその地域内への移動若しくはその地域を通過する移動を管理するためのその他の措置の適用
- 技術的に正当化できる場合の規制品目の検査及び試験、関連文書の審査、並びに不適合な場合の必要に応じた適切な措置の適用

2.3 緩衝地帯の設定

その地域の地理的な隔離が、病虫害の自然なまん延を防止するために十分でない場合、緩衝地帯の設定を検討すべきである。緩衝地帯内の有害動植物の個体数は、サーベイランスによって確認される特定の水準以下に維持されるべきである。緩衝地帯の規模は、寄主植物が利用可能な季節に病虫害の個体群が自然にまん延する可能性がない距離に基づいて、NPPO により決定されるべきである。NPPO は、補足地図の使用により緩衝地帯の境界を記述すべきである。

2.4 有害動植物無発生地域の公的宣言

有害動植物ステータスが非存在と判断された場合（ISPM 8 に準拠）、又は有害動植物の根絶が達成された場合（ISPM 9（*病虫害根絶計画のためのガイドライン*）に準拠）、NPPO は、その地域に有害動植物が存在しないことを公的宣言すべきである。宣言を行う前に、PFA（第 3 項参照）を維持するためのすべての管理手順及び措置が実施されていなければならない。

3. 有害動植物無発生地域の維持

PFA が所在する国の NPPO は、PFA の維持管理を確保するためのプログラムを策定すべきである。このプログラムはリスクベースで、少なくとも以下の要素を含めるべきである。規制品目の移動を管理するための規制の枠組み、突発的発生の管理を含む PFA の管理に役立てるためのサーベイランス及び関連データの収集、有害動植物の検出を報告するための枠組み、PFA ステータスの停止と回復に関する関連規定を含む、突発的発生時の是正措置計画。

3.1 規制の枠組み

規制品目の移動規制（第 2.2 項参照）による有害動植物の規制は、PFA への侵入を防ぐために十分なものでなければならない。適切な場合、PFA の周辺への有害動植物のまん延を早期に発見するために、緩衝地帯が設定されるべきである。また、適切な是正措置を迅速にとることができるよう、PFA に持ち込まれた、又は PFA 内を移動する規制品目のトレーサビリティを可能にするものでなければならない。

3.2 有害動植物無発生地域の維持のためのサーベイランス

PFA から有害動植物がいらないことが維持されることを確認するため、サーベイランスは定期的の実施されなければならない。

有害動植物に対する一般的なサーベイランスで十分か、又は特別なサーベイランスが必要かどうかの判断は、PFA への有害動植物の侵入と定着のリスクに基づくべきであり、有害動植物の生態、関連する経路、PFA の特性によって決まる。

一般的なサーベイランスは、その有害動植物が PFA にも周辺地域にも侵入されたことがなく、PFA にその有害動植物が存在したという記録もない場合に有効である。

初期段階での有害動植物の発生の可能性を発見するための特別なサーベイランスは、それ以外のすべての場合において標準的な手続きであるべきである。発見するための調査の種類と頻度は、PFA における有害動植物の侵入と定着の可能性の評価に基づくものとし、適切な信頼性をもって有害動植物を発見できるようにすべきである。

3.3 有害動植物発見の通報

PFA 内での有害動植物の発見は、直ちに NPPO（又は NPPO から委任を受けたその他の管轄当局）に通知され、公式に確認されるよう、報告の枠組みが確立されるべきである。発生時、又は不適合品目の発見時など、有害動植物の広がりや緊急又は潜在的に危惧される場合、関連する NPPO は、ISPM 13（不適合及び緊急行動の通報に関する指針）、ISPM17（病害虫報告）のガイダンスと関連する二国間取り決めに従うべきである。

3.4 突発的発生への対応

発生時の是正措置計画の策定と実施を支援するための緊急時対応計画を事前に策定することで、迅速な対応への備えを確保することができる。緊急時対応計画には、是正措置のきっかけ、状況の迅速な技術的評価計画、財政的・人的資源の利用可能性、関係者の役割と責任、必要と思われる活動などを詳細に記載することができる。万一の事態への備えを支援するため、定期的にシミュレーション演習を行い、緊急時対応計画の有効性を確認することができる。

有害動植物が PFA 内で発見された場合、NPPO は調査結果に基づき、とるべき是正措置を決定すべきである。有害動植物が発生した場合、根絶プログラムは開始されるべきであるが、有害動植物を含む荷送品を即座に廃棄できる場合、又は有害動植物が定着し、経済的損害を与えるリスクがないことを示す証拠がある場合は、取締りを開始すべきではない。

根絶プログラムは、ISPM 9 に従い、以下の手順を含むべきである。

3.4.1 突発的発生地域を確定するための境界設定調査

PFA 内で有害動植物の突発的発生が公式に確認され次第、発生地域の境界を決定するための境界設定調査が実施されるべきである。この決定と、有害動植物の生態、関連する経路、PFA の特性の評価に基づき、PFA 内の突発的発生区域は区画化され、そこでは PFA ステータスは一時的に停止させるべきである。この区画された突発的発生地域は、緩衝地帯によって囲まれた侵入区域から構成され、その大きさは、有害動植物の生態、寄主植物の生息可能性、及び生態学的条件によって決まるべきである。

3.4.2 防除措置の実施

人間の活動（例えば、感染した寄主植物や植物生産物の移動、又は汚染された運搬手段）により突発的発生地域から移動する有害動植物を防ぐために、又は自然まん延により合理的に達成可能な範囲に対し、防除措置が適用されるべきである。

有害動植物を根絶するための措置は、ISPM 9 に従って実施されるべきである。

3.4.3 突発的発生地域におけるサーベイランスの強化

有害動植物の分布と個体数の推移を特定及び記録し、根絶措置の有効性を評価するために、調査は突発的発生地域で実施すべきである。この水準の調査は、有害動植物が発生地域から根絶されるまで維持されるべきである。

3.5 有害動植物無発生地域ステータスの一時停止、回復、撤回に関する規定

ISPM 9 に従った根絶達成の基準は、突発的発生を根絶する必要性に先立って設定されるべきである。これらの基準には、突発的発生区域における調査の強度と、PFA の一時停止を解除する前に発生区域から有害動植物がいなくなるために必要な最短期間を含めるべきである。

基準を満たした場合、根絶は成功したと公式に宣言でき、一時的防除及び根絶措置は解除することができる。その後、完全な PFA のステータスが復活する可能性がある。

突発的発生地域内における根絶のための基準が、妥当な期間内に満たされない場合（該当する NPPO が事前に決定する）、PFA 資格が取り消されるか、PFA の境界線が見直されるべきである。

4. 定期的な見直し及び実施状況の確認

PFA を設定したら、管理業務を含め、NPPO が定期的に PFA 維持管理プログラムの実績を見直し、維持管理プログラムが正しく実施されていることを確認する。この見直しによって、NPPO は不備を発見して修正し、有害動植物や関連経路に関する新しい関連情報を取り入れ、それに応じて維持管理プログラムを調整、改善することができる。

規制品目の移動に関するトレーサビリティ手続きは、その原産地及び PFA に設定された植物検疫に関する要件への適合性の検証を可能にすべきである。

5. データ収集、文書化及び記録管理

サーベイランスのデータ（例えば、調査時間、検査した植物の数と種類、検査のために採取したサンプル数、実験室分析のために採取したサンプル数、使用した診断プロトコル、使用したデータ解析方法、解析結果、その他 ISPM 6 が要求する関連情報）は保存・保管されるべきである。トレーサビリティと検証を容易にするため、これらの情報は、PFA がこれらのデータに基づいている限り、利用可能にしておくべきである。

PFA を設定し維持するために使用された措置は、適切に文書化されるべきである。文書は、定期的に見直され、必要に応じて更新されるべきであり、PFA 維持官営プログラムの修正も含める。是正措置を確立、実施、維持するための手順の記録は、有害動植物の生態及び PFA から移動される物品の有効期間に応じて、必要に応じ、又は少なくとも 24 ヶ月間保存されなければならない。

6. 通告及び利害関係者の関与

PFA が所在する国の NPPO 以外の個人、団体、組織も、PFA を設定し、維持するための活動に影響を与えたり、影響を受けたりする可能性がある。NPPO は、利害関係者とのパートナーシップを確立することができ、これには資源の提供を求めることが含まれる場合もある。

使用された調査方法、調査及び病虫害診断の結果、その他 PFA の主張を裏付ける関連情報を含む PFA の設定と維持に関する情報は、他の NPPO や、適切であれば関連する利害関係者からの要求に応じて利用可能にすべきである。

PFA を維持するために、適用される措置に関する地図や情報は、関係する利害関係者に伝えることができる。

地域社会からの支持を得るため、NPPO は、PFA における有害動植物の発見や存在が疑われる事例を報告するための枠組み、PFA で適用される措置、PFA を維持することの重要性など、領域内の PFA に関する公共の意識啓発を行うことが推奨される。

7. 有害動植物無発生地域の承認

PFA の認定は、ISPM29（有害動植物無発生地域及び有害動植物低発生地域の認定）に従って行われるべきである。